

危機発生時における新潟市との相互応援協定の締結について

～サミット誘致の連携と新潟県を中心とした大地震への支援を契機に～

横浜市と新潟市の間で、地震や風水害のほか市民の生命・身体・財産に重大な被害を及ぼす事態がどちらかの市で発生した際の、相互応援・協力を迅速に行うため、2月4日に協定を締結しました。

□ 締結の背景

- ◆ 2008年サミットを共同で誘致し、相互連携が一層深まったこと。
- ◆ 新潟県を中心とする2度の地震でそれぞれ支援を行い、必要な応援のノウハウを積み上げる一方、応援を受け入れる体制の整備が重要であることを強く認識したこと。
- ◆ 同時被災する可能性が低い遠距離にありながら、高速道路で交通の利便性が確保されていること。

□ 協定の特徴

- ◆ **事前対策と応援内容を明記するとともに、連絡を要しない自主的判断による応援を可能にしたこと。**
- ◆ **必要不可欠な応援を迅速に行うため、具体的な応援項目を事前指定したこと。**
- ◆ **危機管理に関する研修や情報交換、合同訓練等を実施するようにしたこと。**

横浜市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、横浜市（以下「甲」という。）と新潟市（以下「乙」という。）において、地震、風水害、その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができない場合に、相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われるよう、事前対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

(事前対策)

第2条 甲及び乙は、危機発生時に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 応援項目の事前指定（別表のとおり）
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 危機管理に関する研修及び危機情報の交換
- (4) 合同訓練又は合同研修の実施
- (5) 防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (6) その他必要な事項

(応援の要請)

第3条 危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

(自主的な応援)

第4条 甲又は乙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

(応援の内容)

第5条 甲又は乙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の生命、身体の保護並びに避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。

2 第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、甲及び乙が協議して定める。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、大都市間の災害時相互応援に関する協定の規定によるほか、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年2月4日

甲 神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横 浜 市

横 浜 市 長 中 田 宏 (署名)

乙 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新 潟 市

新 潟 市 長 篠 田 昭 (署名)

別表（第2条関係）

応援項目の事前指定

応援物資	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ（トイレパックを含む） 5 紙おむつ 6 粉ミルク 7 医薬品等診療材料 8 その他必要な物資
応援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事 2 し尿収集に関する事 3 ごみ収集に関する事 4 医療救護に関する事 5 保健、健康相談に関する事 6 被災建築物応急危険度判定に関する事 7 水道復旧に関する事 8 下水道復旧に関する事 9 道路復旧に関する事 10 消防活動 11 その他必要な支援
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の一時受入に関する事

※ 国、県等の要請に基づき対応するものを含む。